

後期高齢者医療被保険者証等が 8月から新しくなります

被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成29年7月31日までの有効期限となっております。8月1日から使用できる被保険者証（水色）の有効期限は、平成30年7月31日までの1年間となっております。7月下旬に簡易書留で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証（水色）を医療機関の窓口で提示してください。7月31日までに新しい被保険者証（水色）が届かない場合は、市民生活課国保・年金係へお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上（※）である場合には、3割となります。ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、ば1割の自己負担割合となります。

- 1 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合（同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満）
- 2 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合（次の①または②に該当）
 - ① 本人の収入が383万円未満
 - ② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被

保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となるときは、1割の自己負担割合となります（この場合の届出は不要です）。

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得（総所得金額等から33万円を控除した金額）の合計額が210万円以下の場合には、1割の自己負担割合となります（この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、届出は不要です）。

限度額適用・標準負担額減額認定証が更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証と言います。）の有効期限は、平成29年7月31日までになっています。減額認定証をすでにお持ちの方で、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である方が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市民生活課国保・年金係での申請手続きが必要です。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

保険証の郵送を希望しない方

保険証の郵送を希望しない方は、7月7日（金）までに市民生活課国保・年金係へご連絡ください。新しい保険証の受け取りは、7月20日（木）以降に身分証（運転免許証等）をご持参の上、連絡時に受取り希望した窓口、市民生活課国保・年金係または浮羽市民課（うきは市民センター2階）へお越しくください。

●問合せ

・市民生活課国保・年金係
Tel 7554973
・福岡県後期高齢者医療広域連合
Tel 09256515311